

自転車の安全利用の促進について

警察庁交通局交通企画課 係長 吉本正彦氏

(「安心な街に」2017年5月号)

はじめに

これは(公財)全国防犯協会連合会が発行している「安心な街に」誌から内容を抜粋したものである。

自転車は身近で有用な移動手段として重要な役割を担っているが、交差点での一時不停止や信号無視、携帯電話使用運転等のルールを無視した危険な運転に対する国民の批判は後を絶たないため、自転車運転者講習制度を平成27年6月1日に施行する等、警察として遵法意識の醸成を図っている。

以下は、自転車の安全利用を促進するために、自転車関連事故の主な傾向・特徴とともに、自転車の基本的な交通ルール等について述べたものである。

■ 自転車関連事故の状況

平成28年の自転車事故発生件数は90,836件(前年比△7,864件)で、死者数は509人(同△63人)、負傷者数は89,546人(同△7,687人)であり、毎年減少傾向にあるが、自転車事故発生件数は、依然として交通事故全体(499,201件)の18.2%を占めている。

■ 自転車関連事故の主な特徴

- 自転車側に法令違反がある割合は6割以上

自転車乗用中の死傷者(第1・第2当事者)の違反の割合は、「違反あり」が62.6%(55,288人)で、「違反なし」が37.4%(33,058人)であった。

- 出会い頭事故が全体の半数以上

人対車両が2,281件、車両相互が86,987件、車両単独が1,559件であったが、車両相互中、出会い頭事故が47,008件と、事故全体の51.8%を占めている。

- 出会い頭衝突死亡事故は自動車対自転車が全体の4割以上

出会い頭衝突死亡事故は、自動車対自転車が205件(42%)、自動車対二輪車が144件(30%)、自動車対自動車が129件(26%)、二輪車対自転車が6件(1%)、その他の当事者同士が6件(1%)であり、自動車対自転車の事故が最多となっている。

- 出会い頭衝突死亡事故は交差点での発生が8割以上

出会い頭衝突死亡事故の自動車対自転車の事故形態を見ると、交差点での事故が167件(81%)、交差点以外での事故が38件(19%)であった。交差点での事故のうち、相互直進中の事故は147件(72%)であった。

- 法令違反は年齢層が上がるほど多くなる

下図のように、直進自転車の出会い頭衝突死亡事故における法令違反は、年齢の増加に伴って増加し、特に75歳以上から激増している。

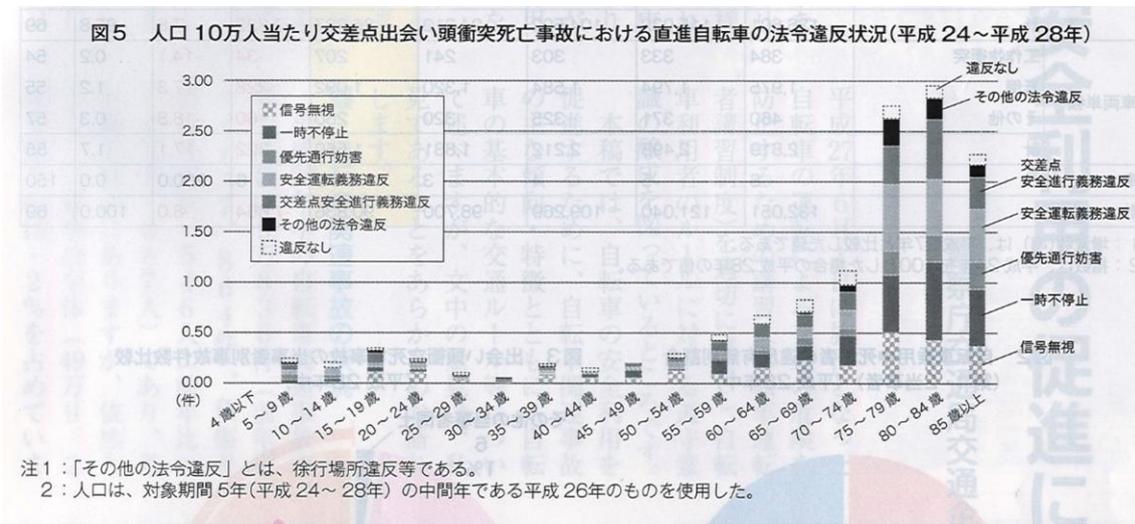


図 人口10万人当たり交差点出会い頭衝突死亡事故における直進自転車の法令違反状況(平成24～28年)
(引用文献から)

- 自転車の交通事故を防ぐために交通ルールを守る

「自転車安全利用五則」(平成19年7月10日、交通対策本部決定)を守ることが大切である。

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は、道路交通法上「軽車両」と位置付けられており、歩道と車道の区別があるところは、車道通行が原則である。普通自転車は、①道路標識や道路標示で通行できるとされているとき、②運転者が児童・幼児(13歳未満)、高齢者(70歳以上)又は身体の不自由な方であるとき、③自動車等の通行が著しく多いなどやむを得ないときなどは、歩道を通行することができる。

- ② 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に沿って通行しなければならない。また、自転車が通行できる路側帯は、道路の左側部分の路側帯に限る。

- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを通行

歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、また、歩行者の通行を妨げるようなときは一時停止をしなければならない。

- ④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

- ⑤ 子供はヘルメットを着用

幼児・児童の保護責任者は、幼児・児童に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

おわりに

事故の際の被害を軽減するため、子供以外でも乗車用ヘルメットの着用を勧める。

自転車の定期的な点検・整備や自転車損害賠償保険への加入など、事故を起こさないための備え、万が一事故を起こしたときの備えも大切である。

そして、地域社会や、学校、家庭といった生活のあらゆる場面でお互いに声を掛け合っ
て、教育の輪を広げていくことが重要である。

各人一人ひとりが自転車のルールとマナーについて再確認し、自転車の安全利用を心掛け
なければならない。

以 上